

しゃらこども園 父母とこども園協力会規定

(名称)

第1条 この会は「しゃらこども園父母とこども園協力会」(略称 「協力会」)といい、しゃらこども園に子どもを預けている保護者としゃらこども園園長を会員とします

(所在地)

第2条 この会の事務局を鹿児島県曾於市財部町北俣 14 番地に置きます

(目的)

第3条 この会は会員が力を合わせて父母保護者相互の親睦を図り、園児の健やかな発達のためこども園運営に協力します

(事業)

第4条 前条の目的達成のため次の事業を行います

1. 園児の豊かな心と健やかな身体を育むこと
2. 保護者相互の理解と親睦を深めること
3. 学習会、研修会、講演会等の開催をすること
4. 園の環境整備をよくしていくこと
5. その他、目的達成のために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置きます

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会計 1名
4. 監事 2名
5. 園長
6. 学年委員若干名

2-1 役員の構成は会長、副会長の内必ず女性を1名以上にする

2-2 役員は小学校、中学校の役員（PTA 会長、副会長、監事等）と兼職することはできません

(役員を選任)

選任委員会を置き、その委員会において次年度役員を選任します

選任は当年度役員の任期がきれるまでに決定します

選任委員会は以下の者で構成します。委員は保護者、職員の意見を聴取し参考とします

1. 会長
2. 園長
3. しゃらこども園職員代表

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とします(4月1日から翌年3月31日)

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとします

1. 会長は本会を代表し業務を総括します

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理します
3. 会計は本会の会計事務を務めます
4. 監事は本会の事業及び会計を監査します。会長の命を受けて会務を処理します
5. 園長は、本会が園の方針と違うことなく保護者と園が互いに健全な成長をしていくため意見します。

(役員会)

第9条 役員会は第6条の役員を持って構成します

2. 役員会は必要に応じて会長または園長が招集し、その議長となります

(役員解任)

第9条 園長は次の各号の一に該当する場合は、役員を解任します

1. 当園の経営権を侵し、もしくは経営を脅かす行動、画策をなし、または経営方針に反する行動、画策により正常な運営を阻害もしくは阻害しようとした場合
2. 正当な理由なく遅刻、欠席が多く役員の本責をはたせない場合
3. 園の業務に不当に介入し、業務を混乱に導いた場合
4. ハラスメント行為を行った場合(セクハラ、パワハラ、カスハラ等)
5. 暴力的な言動または行動をした場合
6. 当園の経営に関して故意に真相をゆがめ、または事実をねつ造して宣伝流布する等の行為により、当園の名誉、信用を傷つけた場合
7. 当園に関わる個人情報または業務上の秘密を故意に漏洩した場合
8. その他、前各号に準ずる不都合な行為があった場合

(会員)

第10条 本会はしゃらこども園に在籍する園児の保護者並びに園長を会員とします

(事業の運営)

第11条 本会の事業を運営するにあたり、役員会で発案し保護者に周知し、各事業ごとに保護者から協力者を募り事業の運営を行うこととします

(会費)

第12条 本会に加入する保護者の会員は会費を納入します(別記1)

(規定の改正)

第13条 本規定を改正するときは、会長、園長、職員代表各1名により改正の議案を出し決定します

(慶弔)

第14条 本会は次に掲げる事項に該当した場合に慶弔見舞金を贈呈します

1. 会員、在園児及びこども園職員の死亡 10,000 円及び生花 1 基
2. その他特別の場合は役員会で協議の上、見舞金の贈呈を決定することができます

(付則)

本規則は令和6年4月1日より施行します

別記1 保護者会会費は月 300 円(年間 3,600 円)

しゃらこども園 年間 30,000 円